



太陽光発電設備の 知っておかなきゃダメ!

10kW以上の太陽光設備を設置されたお客様へ



定期報告のご案内

運転を開始した月の翌月末までに、設備の年間運転・維持管理に要した費用を**毎年1回**、**経済産業省へ報告することが義務付けられています。**

やらないと
どうなるの?



提出しない場合は
**経済産業大臣による指導
及び認定取消しの対象**
となる可能性があります



報告方法

下記のURLよりご自身で報告します

<https://www.fit-portal.go.jp/>

専用の問合せ窓口や操作マニュアル
を確認することができます。



代行申請

**ご自身での報告が難しい場合は
弊社で代行可能です。(有償)**

1設備、1回の報告申請につき

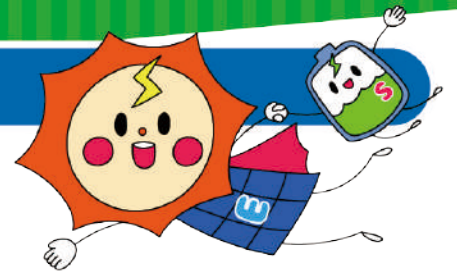
通常価格 **¥22,000**~ (税込)

快てきメンバーズ
会員のお客様は

20%
割引



名義変更には申請が必要です



名義変更とは？

『相続』と『譲渡』があります。相続や譲渡で設備の所有者となった場合は、**変更の申請が必要です。**

事前確認は
専用窓口へ



申請方法

下記のURLよりご自身で申請します

<https://www.fit-portal.go.jp/>

専用の問合せ窓口や操作マニュアル
を確認することができます。

10kW以上の設備や、
地上設置の設備は、変更申
請前に**周辺住民へ説明会開催、
またはポスティング等の案内が
必要**になりますので事前に
ご確認を!



代行申請

**ご自身での申請が難しい場合は
弊社で代行可能です。(有償)**

1設備、1回の変更申請につき

通常価格 **¥33,000**~(税込)

快てきメンバーズ
会員のお客様は

20%
割引



- 申請に必要な法的書類は、事業主様にご用意いただく必要がございます。
- 説明会等の開催は、対象設備の事業主様ご自身で行っていただく必要がございます。

快てきメンバーズの加入方法は HP内の専用ページまで！